

厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和7年6月1日現在)

I 入院基本料について

当院は「急性期一般入院基本料1(7対1入院基本料)」の届出を行っております。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

III DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“DPC対象病院”となっております。

※ 医療機関別係数 1.5371

(基礎係数1.0451+機能評価係数Ⅰ 0.3395+機能評価係数Ⅱ 0.1237+救急補正係数0.0288)

IV 入院時食事療養について

入院時食事療養(Ⅰ)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時(夕食については午後6時以降)適温にて提供しております。

V 保険外負担に関する事項

当院では個室使用料、入院ケアセット、紙おむつ代、証明書・診断書料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。

VI 180日を超える入院保険外併用療養費について

入院期間が180日を超えた場合は厚生労働大臣が定める場合を除き、入院基本料の15%を180日超に係る保険外併用療養費として料金を自己負担していただきます。この場合、入院基本料の85%については保険対象となりますが、この部分についても保険の自己負担割合に応じて負担をしていただきます。

VII 先進医療について

当院では、現在先進医療を実施しておりません。

医療法人豊田会

刈谷豊田総合病院